

令和元年10月1日以降 軽自動車税（環境性能割） の申告をされる方へ

令和元年10月1日に自動車取得税が廃止されます、これに伴い、軽自動車については、新たに軽自動車税（環境性能割）が導入されます。

軽自動車税（環境性能割）の申告をされる場合には、以下の①～③についてご確認ください。

①

申告書に市町村コードの記入が必要になります



申告書の「主たる定置場」の欄に、定置場所在市町村のコードを記入してください。

【軽自動車税申告書 令和元年10月1日以降】

3桁のコードを記入してください。

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
富山市	201	黒部市	207	舟橋村	321
高岡市	202	砺波市	208	上市町	322
魚津市	204	小矢部市	209	立山町	323
氷見市	205	南砺市	210	入善町	342
滑川市	206	射水市	211	朝日町	343

②

軽自動車税（環境性能割）申告書」は、これまでどおり、 富山県軽自動車協会内の申告窓口へ提出してください



③

10月1日以降は「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」は使用できません

「軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）」をご使用ください。

なお、白紙の「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」をお持ちの方は、申告誤りを防ぐため、破棄していただきますようお願いいたします。

